

## 山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県愛育連合会の行う創立60周年記念事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助限度額)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助限度額は、別表に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、交付申請書（第1号様式）に関係書類等を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、第3条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審議の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第4号様式）を補助事業者に送付するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付方法)

第6条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（第7号様式）に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、事業により取得した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

事業内容	対象経費	補助限度額
60周年記念事業の実施  1 準備委員会 2 記念式典 3 記念誌発刊	60周年記念事業に必要な人件費（報償費、賃金、旅費）、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料、賃借料及び備品購入費  その他知事が特に必要と認める経費	500,000円

第1号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県愛育連合会 会長名 印

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類  
1) 事業計画書 (様式第2号)  
2) 収支予算書 (様式第3号)  
3) その他参考資料

## 第2号様式

### 山梨県愛育連合会創立60周年記念事業計画（実績）書

#### 1 目的

#### 2 事業の内容

##### （1）準備委員会

- 1) 準備委員会要綱
- 2) 構成メンバー
- 3) 開催予定、場所
- 4) その他

##### （2）記念式典

- 1) 開催日時
- 2) 開催場所
- 3) 参加（予定）人数
- 4) 内容

##### （3）記念誌

内容、発刊予定日

第3号様式

収支予算（決算）書

1 収入の部

歳	区分	予算額 (決算額)	(予算額)	比較増減		備考
				増	減	
入	県補助金					
	主催者負担金					
	その他					
	計					

※備考欄に経費積算内訳を記入。（ ）については収支決算書に用いる。

2 支出の部

歳	区分	予算額 (決算額)	(予算額)	比較増減		備考
				増	減	
出						
	計					

※備考欄には経費積算内訳を記入。（ ）については収支決算書に用いる。

第4号様式

番 号  
年 月 日

山梨県愛育連合会会長殿

山梨県知事

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあった山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあった○○○事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

また、取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

第5号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県愛育連合会 会長名 印

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のありました  
このことについて変更（中止・廃止）したいので、山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更（中止・廃止）理由

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第6号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県愛育連合会 会長名 印

概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあった山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金について、山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付要綱第6条の規定により請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払方法（口座振替）

振込先	
銀行名	_____ 銀行
	_____ 支店
預金種別	( 当座・普通 )
番号	_____
口座名	_____

第7号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県愛育連合会 会長名 印

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 ー 号により交付決定のあったこのことについて、山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 添付書類
- 1) 事業実績書 (第2号様式)
  - 2) 収支決算書 (第3号様式)
  - 3) その他参考資料  
(山梨県愛育連合会創立60周年記念事業に関する資料)

第8号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県愛育連合会会長 殿

山梨県知事

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業補助金額の確定通知書

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額 円

概算払済み額 円

精算払額 円

返納額 円

第9号様式

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県愛育連合会 会長名 印

財産処分承認申請書

山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県愛育連合会創立60周年記念事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類